

総合地球環境学研究所危機管理委員会規則

平成 31 年 1 月 9 日 制 定
規則第 35 号
令和 4 年 4 月 1 日 最終改正

(設置)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）に、総合地球環境学研究所危機管理規則（規則第 90 号）に基づき、所全体としての危機管理のありかたに関する審議を行うため、総合地球環境学研究所危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、研究所における危機の想定を行い、危機管理に関する横断的な事前対策及び改善策について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 企画調整担当副所長
- 二 実験施設委員長
- 三 情報システム管理責任者
- 四 共同研究委員会における野外研究活動担当者
- 五 管理部長
- 六 その他所長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 7 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規則は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年9月14日から施工し、令和3年7月13日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。